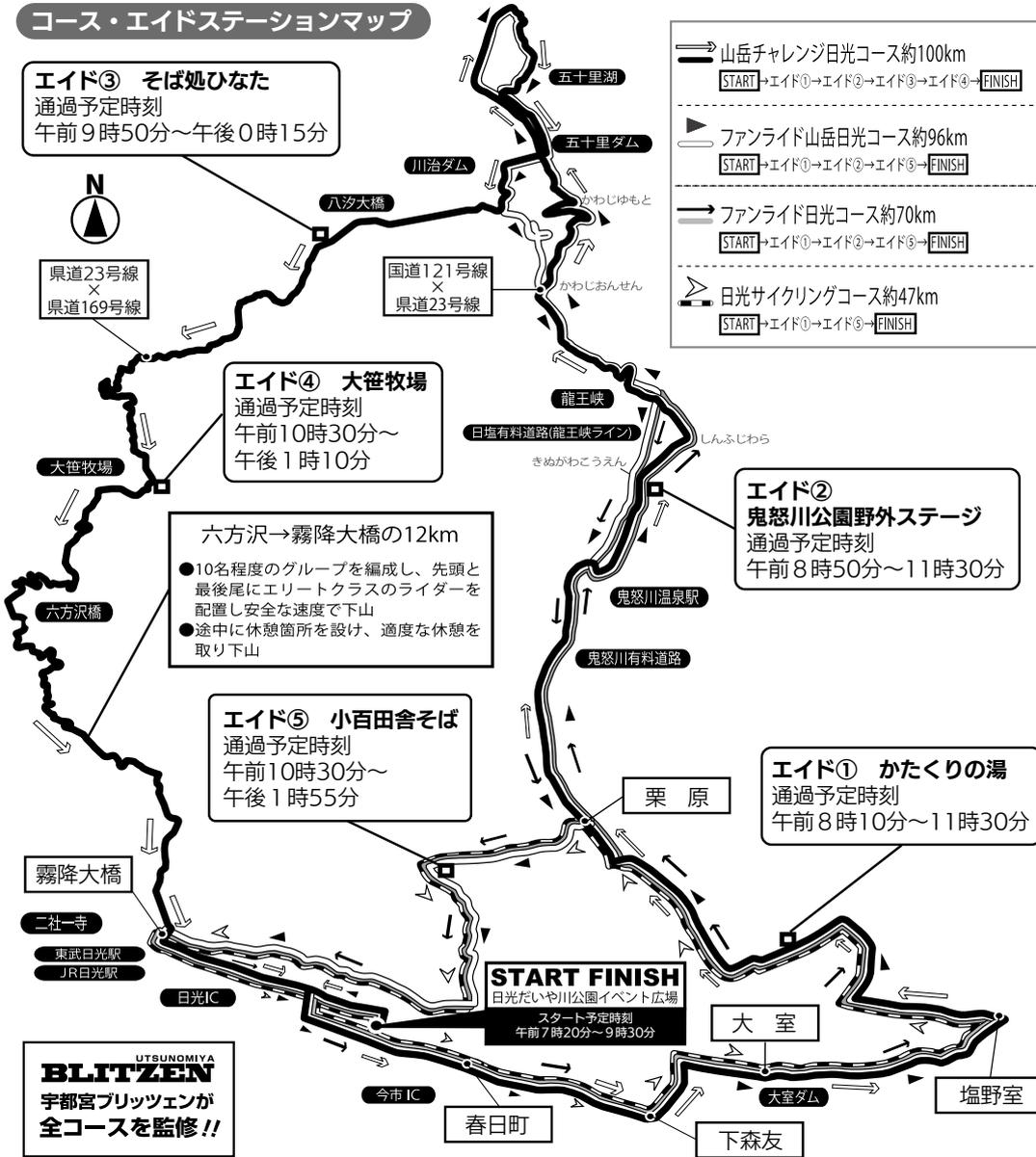


ツール・ド・NIKKO 2018

9月9日(日)開催

くわしくは ツール・ド・NIKKO 実行委員会
(観光振興課内) ☎21-5170

コース・エイドステーションマップ



ツール・ド・NIKKOとは

ツール・ド・NIKKO は今年で8回目を迎えるサイクリングイベントです。

順位を競うレースではなく、環境に優しい自転車で、日光市の豊かな自然、歴史、文化に触れ、人との交流を通して、観光振興を図ることを目的に開催するものです。

道路の交通に関するお願い

当日は約2,000名のサイクリストが、交通規則を順守して市内の車道を走行します(道路の交通規制は原則行いません)。コース付近の市民の方や、道路を通行する方にはご迷惑をお掛けしますが、サイクリストに配慮した運転をお願いするとともに、温かいご声援をよろしくお願いいたします。

エイドステーション(休憩所)について

今回も上記4コースで実施し、各コース上には、エイドステーションを設置します。エイドステーション付近では特に混雑が予想されます。付近を通行する際は、ご協力をお願いします。

屋外広告物のルール

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

くわしくは 都市計画課 都市計画係 ☎(21)51002

屋外広告物とは

店舗の看板などの屋外広告物は、まちに活気を与え、私たちの日常生活に必要な情報を提供するために広く利用されています。屋外広告物は、「常時または一定の期間を継続して屋外で公衆に表示されるもの」と屋外広告物法で規定されています。

屋外広告物の表示ルール

私たちにとって身近な屋外広告物ですが、誰でも自由に表示できるわけではありません。屋外広告物が無秩序に表示されると景観を損なう可能性があります。

市は、優れた自然環境と、多くの観光客を迎えるための景観と風致(※)を守り育てていくために、平成21年4月1日に施行した「日光市屋外広告物条例」による規制を行っています。

屋外広告物の規制

「日光市屋外広告物条例」では、市

内を以下のように大きく3つに分け、その中で細かく規制を設けています。

◆禁止地域◆

自然景観や住環境の保全、道路・鉄道からの眺望の保全などのため、日光国立公園内や主要な鉄道の沿道・沿線などを、原則として屋外広告物を表示できない禁止地域としています。

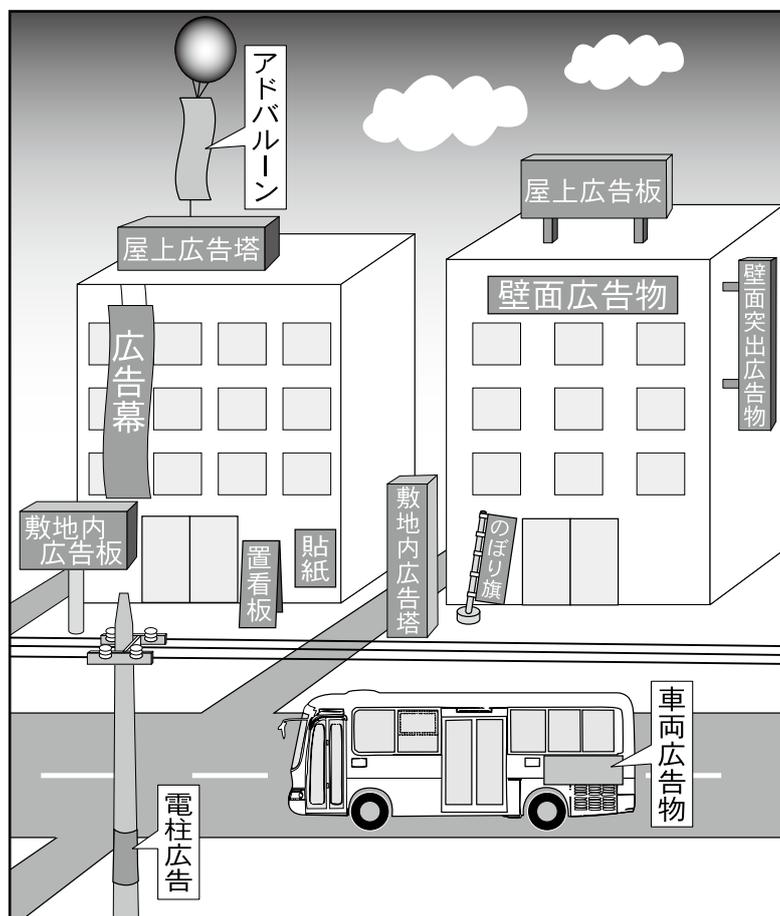
ただし、公共的な目的の場合や、自己の所有地内に自己の名称などを表示する目的などで、一定の要件を満たす場合には広告物を出せる場合があります。

◆許可地域◆

秩序ある広告物の掲出を図るため、屋外広告物の掲出に際し、禁止地域以外のほぼ市内全域を原則として、市長の許可が必要な許可地域に指定しています。

また、それぞれの地域特性にあつた広告物の表示、広告景観の形成を図るため、許可地域を次の4種類に区分し、各地域における物件ごとに広告物の面積や高さ、位置、形状な

図：屋外広告物のイメージ



※風致…自然の風景などの持つ趣や味わい

- どの基準を定めています。
- ①自然保全型地域(山地山麓など)
 - ②自然保全型沿線地域(山地山麓帯の指定道路や指定鉄道の沿線)
 - ③田園調和型地域(平地帯)
 - ④市街地形成型地域(都市計画法による用途地域)

◆景観保全型広告整備地区◆

禁止地域・許可地域に関わらず、良好な景観を保全・形成する上で特に配慮すべき区域を景観保全型広告整備地区に指定しています。市内では、景観計画重点区域である

日光地域の世界遺産区域(山内地区、稲荷川地区、東町地区、西町地区)、湯西川温泉湯平区域を指定しており、広告物を掲出する場合には、事前に日光市景観計画に掲げた行為の制限に基づき、市長の許可を得なければなりません。

屋外広告物を既に表示している方、これから表示する方は、事故防止や良好な景観形成のためにも、条例・施行規則の基準に適合した表示をお願いします。